

令和7年度 いじめ防止基本方針



八幡浜市立日土小学校

も く じ

I	いじめ問題に対する基本的認識	1
1	いじめの定義	
2	基本的認識	
II	推進体制	1
1	学校運営協議会と八幡浜市子ども未来共創会議との連携	
2	職務別の役割	
		3
III	いじめの未然防止	
1	いじめ問題対策年間計画	
2	いじめを生まない土壌作り	
3	仲間（集団）づくり	
4	教職員の姿勢	
		6
IV	いじめの早期発見	
1	日常的な取組	
2	発見のチェックポイント	
3	教育相談活動	
4	相談しやすい環境づくり	
5	いじめ実態調査アンケート	
6	家庭・地域・関係諸機関との連携	
		9
V	いじめの早期対応	
1	いじめ発見時の緊急対応	
2	いじめられた子どもへの対応	
3	いじめている子どもへの対応	
4	周りの子どもたちへの対応	
5	ネット上のいじめへの対応	
6	関係機関等との連携	
		13
VI	重大事態への対処	
1	重大事態の意味	
2	重大事態の報告	
3	重大事態への対応について	
4	調査及び組織	

日土小学校いじめ防止基本方針

八幡浜市立日土小学校

I いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子供にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

これを基準にして、教師は子供たちの行動の中にいじめがあるかどうか、正しく見抜く目を持っていなければならない。いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要である。

2 基本的認識

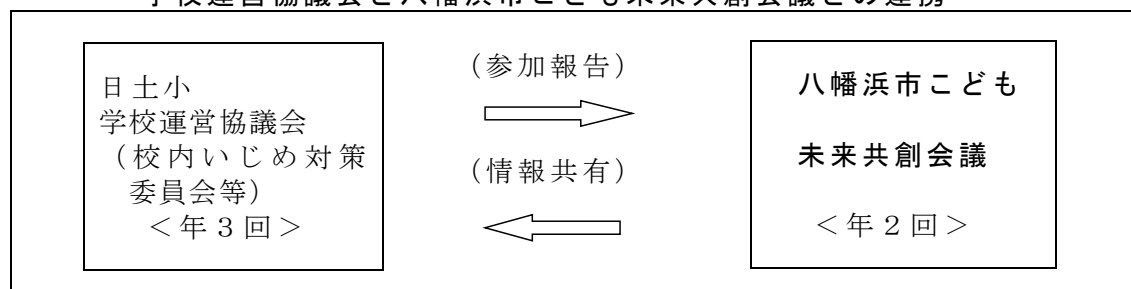
- (1) 人をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- (2) いじめられている子供の立場に立った親身な指導を行うこと。
- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- (4) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (5) 学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

II

1 学校運営協議会と八幡浜市こども未来共創会議との連携

下記の2つの対策委員会が相互に連携を図りながら、情報交換を積み上げていくことにより解決への取組を行う。

学校運営協議会と八幡浜市こども未来共創会議との連携



(1) 日土小学校運営協議会（校内いじめ対策委員会・学校関係者評価委員会 等）

日土小では、「日土小学校区内におけるすべての子供たちが、心身ともに健全に育つため、地域が一体となって連携を密にし、子供一人一人の人権を尊重し、生命を大切にする環境づくりに努めるとともに、いじめ根絶のための活動を推進する。」という目的で、本会を設置している。「いじめ問題に関わる情報交換」や「いじめ根絶のための対策と実践」を主な活動内容として、教職員から枠を広げ、公民館長、公民館主事、老壮会長、主任児童委員、地区補導員長、PTA会長のメンバーで構成されている。合わせて、学校関係者評価委員会も実施する。

そして、各学期に1回、協議会を開催し、学校側が積極的に情報公開するとともに、各立場からの声が活かされるように努めている。

また、PTA合同役員会の中にも、児童の健全育成について情報交換を行う機会を設け、本部役員や学年部長、学年副部長等のより多くの保護者の声を聴き、児童の実態把握に努めている。

(2) 八幡浜市こども未来共創会議（旧八幡浜市いじめ対策委員会）

八幡浜市こども未来共創会議では、市民みんなでいじめの根絶に取り組んでいくために、学期ごとに、市内全小中学校の学校運営協議会の中の児童生徒の健全育成に関する内容について情報収集を行うと共に、学校・家庭・地域社会・行政が、それぞれ果たすべきことは何かについて協議・提言し、啓発していく。

2 職務別の役割

【校長】

- 学校経営方針の中に、いじめ問題への対応を位置付け、その基本的な考え方を教職員や保護者に明示する。
- 集会等を通して、直接子供への指導に当たるとともに、保護者や地域への啓発活動に指導的役割を果たす。

【教頭】

- 学校運営全体の立場から、教職員に指導・助言をする。
- 校内・ブロックいじめ対策委員会の事務局として、その企画・運営に当たるとともに、地域への啓発活動を率先して行う。

【教務主任】

- 情報交換が適宜行われるように職員会や学団会を設定するとともに、教育相談などの時間確保に努める。

【研修主任】

- いじめ問題に関する基本的認識等、教職員の共通理解を図るための研修計画を企画・立案する。

【生徒指導主事】

- いじめの早期発見やその対応について、連絡調整及び指導・助言を行うとともに、子供の理解に努め、相談・支援に当たる。

【学級担任】

- 子供一人一人の理解に努め、困難な条件を持った子供や阻害されやすい子供を中心に据えた学級経営に努める。

【人権・同和教育主任】

- 人権尊重や命の尊さに関する指導の中心的役割を果たす。

【児童会担当】

- ボランティア活動をはじめ、共に考え、行動する喜びを味わえる活動や人権に関する集会を企画・立案する。

【保健主事】

- 学級担任、養護教諭、家庭、学校医との連携を図り、子供の身体的・精神的状況の把握に努める。

【養護教諭】

- 子供たちの心理的な問題や悩みの相談・援助に当たるとともに、保健室で得られた情報を提供する。

Ⅲ いじめの未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子供たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 いじめ問題対策年間計画

		校 内 対 策	校 外 対 策
		実態把握、教育相談、校内研修、児童・P T A活動等	ブロック協議会、地域社会との連携、諸団体との連携等
1 学 期	4 月	・学級引継ぎ ・分団会 ・朝の登校指導（毎朝） ・家庭訪問（2日間） ・参観日、学級P T A ・職員会（毎月、情報交換） ・教育相談（毎月） ・春の遠足	・学警連（毎月） ・いじめ問題対策年間計画作成 ・児童生徒をまもり育てる日 ・日土地区「みかんの花まつり」（公民館）
	5 月	・第1回「日土小学校学校運営委員会」 ・P T A補導部「ほたる祭り」街頭補導	・教育相談員定期訪問 ・生徒指導主事研修会 ・市補導員総会 ※書面開催
	6 月	・スクールカウンセラー訪問（6月～3月） ・参観日、救命救急法講習会	・手つなぎボランティア ・生徒指導主事研修会 ・五校連絡会（なかよし保つと内①） ・保幼小連絡会（新入生情報交換）
	7 月	・個人懇談 ・分団会 ・情報交換（長期休業への対応）	・合同懇談会 ・児童生徒をまもり育てる日
2 学 期	8 月	・P T A水泳監視活動 ・校内研修（人権・同和教育） ・家庭訪問、電話等（配慮児支援）	・生徒指導夏季研修会
	9 月	・第2回「日土小学校学校運営協議会」 ・校内研修（長期休業中の情報交換） ・家族参観日、日土っ子フェスティバル ・分区会	・敬老会
	10 月	・お祭りパレード ・「いじめ根絶運動」標語の募集	・公民館との交流
	11 月	・お手伝い旬間 ・いのちの参観日、人権集会 ・日土巡り遠足（5・6年）	・児童生徒をまもり育てる会
	12 月	・個人懇談 ・分団会 ・情報交換（長期休業への対応）	・ふるさと学級（公民館）
3 学	1 月	・第3回「日土小学校学校運営協議会」 ・分団会 ・校内研修（長期休業中の情報交換） ・仲間づくりアンケート（保護者・教職員対象）	・市補導員新年会

期	2月	・ 参観日、学級 P T A	・ 日土地区「ふるさと祭り」（公民館）
	3月	・ 校内研修 （配慮を要する児童を中心とした今年度の様子と次年度への引き継ぎ）	・ 小・中連絡会（卒業生情報交換） ・ 保幼小連絡会（新入生情報交換）

2 いじめを生まない土壌作り

(1) 人権教育の充実

- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子供たちに理解させる。
- 子供たちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- 特別の教科道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 子供たちの実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った特別の教科道徳の授業を実施する。
- 子供たちの心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等にふれることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(3) 体験活動の充実

- 子供たちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得できるようにする。
- 福祉体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) 保護者や地域社会への働き掛け

- 授業参観や保護者懇談会の開催、ホームページや学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- インターネット等によるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。

3 仲間（集団）づくり

集団で楽しい活動や充実した活動をすることによって、一人では感じることはできない大きな喜びや感動を得ることができる。みんなで一つのものを作り上げたり、活動を成功させたりした時のうれしさや、力を合わせて困難を乗り越えた時の喜びは、子供たち一人一人を育て、集団そのものを成長させていく。

また、望ましい集団活動の中でお互いが思う存分自己表現し合えば、一人一人のよさが発揮できるとともに、相手の気持ちや立場を認め合うことができる。

お互いが信頼し合い、高め合うことができる集団をつくるためには、子供たち一人一人が違いを認めて尊重し合うとともに、集団全体が正義感や規範意識を持つことが大切である。

(1) 一人一人が違いを認め合い、尊重し合えること

自分とは違ったよさをもった人間がいるということをみんなが認め合い、尊重し合うことができれば、集団の中で自分の存在感が得られ、充実感を味わうこと

ができる。

- 終わりの会で、その日の良いことや素晴らしいことを、子供たちがお互いに見付け発表し合い、温かい雰囲気をつくる。
- 授業中など、だれかが間違ったり失敗したりしても、それをからかったり冷やかしたりしない。
- 学級活動や学校行事などの中に、主体性が持てる活動を多く取り入れ、自己決定の場をつくる。

(2) 規範意識があり、正義が通ること

子供たち一人一人が正しい考えを持ち、正義感を発揮し合ってこそ、より良い集団をつくっていくことができる。一人の問題を集団の問題として、集団の問題を自分の問題としてとらえ、みんなで解決していくことができる。

- 学級での話し合い活動の中で、他の意見に左右されることなく、正しいと思うことを主張する。
- いじめや不正に気付いた時、見て見ぬふりをせず、勇気を持って行動を起こす。

4 教職員の姿勢

主体的な活動を通して、子供たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

子供たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子供たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子供たちに対して愛情を持ち、配慮を要する子供たちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子供たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

- ・ 教職員の気付きが基本
- ・ 子供たちの立場に立つ
- ・ 子供たちを共感的に理解する
- ・ 子供たちのまなざしと信頼
- ・ 心の通い合う教職員の協力協働体制

IV いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子供たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 日常的な取組

(1) 日々の観察

- ・ 教職員が子供と共に過ごす機会を積極的に設けることを心掛け、いじめの早期発見を図る。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子供の様子に目を配り、「子供がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

(2) 観察の視点

- ・ 子供の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

- ・ 担任を中心に教職員は、子供が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・ 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(3) 日記や連絡帳の活用

- ・ 日記や連絡帳を活用することによって、担任と子供・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

2 発見のチェックポイント

(1) 登校時・朝の会

交通指導や挨拶運動等を通して、子供の登校状況から観察する。また、登校後の過ごし方にも注意し、校内を巡視する。

(2) 授業時

学習への取組、グループ活動の様子、教科書やノート状況などから観察する。また、学習活動における個と集団との関わりの様子にも注意を払う。

(3) 休み時間・昼休み

校内を巡視し、子供への言葉掛けをする。教室移動やトイレの中の様子など、子供の動きを観察する。また、昼休みには、子供の動きを観察するだけの目的ではなく、子供と共に楽しく過ごし（遊びや会話の中に入る）人間関係づくりに努める。一人でいる子供への言葉掛けをし、できるだけ多くの子供の状況把握に努める。

(4) 給食時間

子供との関わりの持てる場の設定を工夫し、食事をする中で一人一人の子供との語らいを大切にする。学校生活や家庭生活、趣味や特技など、教師自らも語って楽しい雰囲気をつくり、人間関係づくりに努める。また、表情から会話の中から子供の生活状況の理解に努める。

(5) 清掃時間

子供と共に清掃活動に取り組む中で、一人一人の子供の活動状況を観察する。特に目の届きにくいトイレや校舎裏などの様子を見落とさない。

(6) 終わりの会・放課後・下校時

終わりの会後の教室の様子に気を配り、子供が退室するまでの様子を観察する。また、下校時の友達との関わりや子供の表情を観察する。

3 教育相談活動

日常生活の中での教職員の声掛け等、子供たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子供たちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、子供たちを対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

(1) 定期相談

学級担任が決められた時間に、すべての子供と順番に相談を行い、子供の悩みや不安の早期発見に努めるとともに、子供との信頼関係を築く。現在は、毎月、学びタイム（業間）を使って2日間実施している。また、いつでも相談にのる姿勢を示し、教職員に頼ることへの安心感を与えたい。

(2) 呼び出し相談

発信のあった子供や配慮を要する子供に対して行い、早期発見・早期対応に努

める。後者の場合、呼ばれたということで不安感を抱いていることが多いので、呼び出した理由やタイミングと場所に留意することが必要である。

(3) スクールカウンセラーによる相談

学習面・生活面で相談希望のある子供に対して、月1回の訪問時にカウンセリングの機会をつくり、教師に話しにくい悩みや心配事にも耳を傾けてもらい、子供の状況を把握するとともに、専門的助言を得て、その後の指導・支援に生かす。

(4) 保健室（養護教諭）相談

体や心の悩みを抱えた子供は、何らかの身体症状を訴えて保健室にやって来る。共感的に悩みを聴くなどの支援計画を立て、カウンセリングを重ねていくことが大切である。

(5) 全教職員による相談

学級担任の枠にとらわれず、全教職員を対象とした子供の希望調査をとるなどし、子供が容易にどの教職員にも相談できるような体制づくりを行う。相談後には、学級担任と連携を図ることが大切であるが、相談教員は子供との秘密を守らなければならない。ただし、教職員の連携を図ることの重要性から、秘密であることを踏まえた情報交換についても考慮しなければならない。

4 相談しやすい環境づくり

子供たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(1) 本人からの訴えには

○ 心身の安全を保障する。

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、全力で守る手立てを考えねばならない。保健室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

○ 事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。

(2) 回りの子供からの訴えには

○ いじめを訴えたことにより、その子供へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子供たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○ 「よく言ってきたね。」と勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

○ 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

○ 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子供の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

○ 子供の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

5 いじめ実態調査アンケート

実態に応じて随時実施することにする。少なくとも学期に1回以上のアンケートを実施する。いじめられている子供にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートは、あくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

<アンケートの配慮事項>

- 素直な気持ちで書くことができるように、あらかじめ調査の主旨等を分かりやすい言葉で説明し、安心して記入できるようにする。
- 記入内容については、秘密事項として一切口外しないことを約束する。
- 目的に応じて、記名式にするか無記名式にするかを選択する。記名式の場合でも、氏名を書きたくないと思う子供については、本人の判断に任せる。
- アンケート用紙の回収にあたっては、裏返しにして直接本人に提出させる。また、子供の本音を知るために、家庭に持ち帰って回答し、封筒に入れて提出させる。
- アンケート結果については、全教職員で共通理解し、慎重に扱うとともに、問題点の把握とその対応に努める。

6 家庭・地域・関係諸機関との連携

いじめ問題解決のためには、「学担一人の力で」とか「学校の力だけで」という考え方では、十分な対応ができなくなってきた。したがって、「学校を挙げて」というより「校内・ブロック・全市の三層が一体となって」関わっていくことが必要且つ重要である。

学校は、いじめ問題に関する情報を家庭や地域に対して公開し、家庭・地域・関係諸機関との連携をさらに深めて対応していくことが不可欠である。

(1) 家庭との連携

学校から積極的にいじめ問題に関する啓発をしていくことが必要である。

- 学校からの通信による啓発
学級通信、学校通信、各担当からの通信、PTAの広報等
(返信欄等に家庭からも感想や意見をもらう)
- PTA活動の充実
学級PTAによる啓発、参観日(人権同和教育研修)、教育講演会
- 家庭訪問(チャンス訪問)による啓発
(電話連絡より家庭訪問で信頼関係を構築)

(2) 地域・関係諸機関との連携

地域との連携の強化には、交流を深めることが不可欠である。地域行事に積極的に参加したり、諸機関を定期的に訪問したりすることにより信頼関係を築く。また、学校の情報を公開するとともに、地域からの情報も集める。

- 学校運営協議会・八幡浜未来子ども会議(旧市いじめ対策委員会)との連携
- 各地域の協力者との連携
(民生児童委員、人権擁護委員等)

V いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学担、

生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた子供・いじめを知らせた子供を守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子供から話を聴く場合は、他の子供たちの目にふれないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子供といじめている子供を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている子供、いじめ情報を伝えた子供を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子供から聴き取るとともに、周囲の子供や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

2 いじめられた子どもの対応

(1) 発見初期における指導

- ア 今まで耐えてきた様子を十分聴き、つらかった気持ちや苦しかった気持ちを受容的・共感的に受け止める。
時として「あなた自身の欠点も直しなさい。強くなりなさい。逃げないで立ち向かっていくように。」など、励ましたり説諭したりしがちである。自分の身の置き場もないくらいに落ち込んでいる子供に励ましや説諭は通じない。どんなにつらい思いをしているのかという、その気持ちをひたすら聴き（受容）共感することが大切である。
- イ 学校として、また一人の教職員として指導方針を話し、「絶対に守っていく」という毅然とした姿勢を伝え、心の安定を図る。
- ウ 学校における人間関係などの環境整備を図り、友達と一緒に行動する機会を多く設ける。また、個別指導を継続し、支援に努める。
- エ 一日一回は必ず声を掛け、安心感を与える。

(2) 長期的な指導

いじめられている子供に非はなく、改善を促す必要はないが、以下の点について長期的な指導を心がけていくことが大切である。

- ア 子供を温かく見守る。
教職員は、子供に積極的に関わって、常にいじめられている子供に目を向けることが大切である。このことは、先生が常に自分を守ってくれているという安心感を持たせるとともに、級友に対してはいじめを防ぐ結果にもなる。
しかし、周囲の子供に「ひいきをしている。」「差別だ。」などの不満感を持たせないよう配慮しなければならない。これらの不満感を抱かすといじめが助長されることにもなる。
- イ 目標設定といじめを乗り越える強い心を育てる。
「自分の現在をどう切り開いていくか。」という目標設定と、そのために「自分をどう強化していくか。」という気力や意志力を育てる。
- ウ 子供の長所を発見し、自立心を育てる。
子供の個性に合った役割を与え、活動の場面を保障することにより、自信を持たせ、自立心を育てる。
- エ 自分の意見を的確に主張できるように表現力を育てる。
学校生活のあらゆる場で、いじめられている子供の劣等感や周囲の子供たちを意識している心の内を理解し、子供と教職員の1対1の対話の中で、自己主張ができるように支援する。また、間接対話としての日記・作文・詩等で自分の気持ちや考えを書かせたり、はがきや手紙等で意思の疎通を図ったりする中

で表現力を高める。

(3) 保護者への働き掛け

いじめられた子供が安心できるような具体的な安全対策と再発防止策を打ち出し、保護者と学校の信頼関係を保持し、連携して対処できるようにする。

ア いじめの情報を入手したら、いじめられた子供の立場に立って直ちにいじめの事実関係を確認する。

イ 家庭での子供の様子や保護者の考えを聴き、指導方針を立てる。

ウ いじめられた子供の心情を第一に考え、本人や保護者がつらい思いをしたことに共感する。（時には、いじめを未然に防げなかった、見抜けなかった指導の未熟さを認め、謝ることも必要である。）

エ 把握した事実関係を簡潔に説明し、不明な点や把握できていない点があれば聴く。

オ 指導の経過を詳細に伝え、問題解決に向けて、早急に全教職員が全力で取り組むことを約束し、心の安定を図る。

カ 本人に対する今後の支援方針を説明し、家庭での協力を得る。

3 いじめている子供への対応

いじめの原因や動機としては「腹いせ」、「おもしろ半分・からかい」によるものがほとんどである。「腹いせ」の中では、「よい子ぶる・生意気」だからいじめ。「おもしろ半分・からかい」では、「力が弱い・無抵抗」だからいじめるということが目立つ。総じて、単純な動機と他者への思いやりの欠如が浮き彫りになっている。

そこで、いじめた子供に対して次のような指導が必要である。

(1) 発見初期における指導

ア 言い分を受容的に聴きながら、事実の確認をする。

イ いじめられた子供の立場に立たせ、相手の気持ちを考えさせる。

ウ なぜ、いじめが間違った行為であるかを話し合い、反省させる。

エ 悪かったと認めた後、真心から謝らせる。（勇気を認めてやることも大切。）相手の事情や良さを語ってやり、相手の良い面に目を向けさせる。

オ 話を聴いていく中で、欲求不満や将来への不安・希望等も聴く。

(2) 長期的な指導

ア 認め励ます中で、衝動的な言動を抑制する忍耐力を養う。

イ 「違いを認め、相手の立場になって考える」をめあてに、人権意識の高揚を図る。

ウ 子供の個性に合った役割を与え、活動させることにより、自己存在感を持たせる。

エ 継続的に教育相談を行い、自らの心の悩みや不安を解決していこうとする態度を養う。

(3) 保護者への働きかけ

保護者や教職員の「いじめは絶対に許されない」という態度が、子供の心を動かし、思いやりのある子供に変容させ、真のいじめ解決になる。

教職員は、自らの指導の不徹底さをわび、共に反省する態度で臨むことが大切である。

ア 公平な立場に立って把握したいじめの事実関係を保護者に説明する。

イ いじめた子供が複数である場合、どの保護者に対しても同じ態度で接する。

ウ 人権問題にかかわる重大な問題であることを認識してもらう。

エ いじめられた子供のつらさ、特に心の痛みをよく理解してもらう。

オ 学級・学校での指導の経過や本人に対する今後の指導方針を説明し、家庭での協力を得る。

カ 家族との対話を大切にして、子供の不満や心の不安を聴き、心の安定が図れるよう依頼する。

4 周りの子供たちへの対応

現代のいじめは、単に加害者だけでなく、周囲の観衆や傍観者の子供たちが、いじめを発生させ、助長する重要な要素となっている。逆に、周囲にいる観衆や傍観者の行動のとり方によっては、いじめに対する重要な抑止要因ともなる。したがって、周囲の観衆や傍観者への指導も忘れてはならない。

(1) 観衆・傍観者への対応

ア いじめの発生の様子を個別に聴き、事実確認をする。

イ 自分たちの行為・行動の重大さに気付かせる。

いじめを受けている子供が、いかにつらい思いをしているか、周囲の観衆や傍観者がどのように作用しているかを語り、自分たちの行動を反省させ、いじめに直接手は出さなかったが、そのいじめを助長させ、また、心理的にいじめに加わっていたということに気付かせる。

ウ 学級会を開き、学級全体の問題として、いじめを受けた子供をどう支えることができるかを考えさせる。

エ 弱い立場の子供を受け入れる温かい雰囲気をつくるとともに、認め合う学級集団をつくり、正義を行きわたらせる。「いじめは絶対に許してはならない。」という雰囲気を集団の中につくり上げる。

(2) 保護者への対応

保護者の態度に「うちの子には関係ない。」とか「他人のことなどかまっていられない。」とかいったことがあれば、直ちにこれを改めなければならない。そのためには、まず、保護者が本来あるべき態度を実践することの必要性について話し合ったり、啓発したりすることが必要である。

5 ネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等を SNS 等へ書き込んだりする等の方法により、いじめを行うものである。

(2) 学校で行われる対策

○ 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

○ 子供たちに理解させるポイント

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる可能性があること。また、加害者にも被害者にも成可能性があること。
- ・ 一度流失した情報は、簡単には回収できないこと。

○ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

(3) 家庭に対して行われる対策

○ 子供の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の使用については、保護者の

責任及び監督下で行われるよう協力を呼び掛ける。

- SNS 等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、PTA 総会や地区懇談会等で保護者への啓発活動を行う。

- 保護者に伝えるポイント

- ・ 子供たちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子供たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子供たちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- ・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子供が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること。

(4) 発生時の対応について

- 教育委員会・警察等、関係機関との連携を密にし、速やかに現況の回復がなされるよう努める。
- 被害者の子供・保護者への支援及び加害者の子供・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

6 関係機関等との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、市教委や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換など、いわゆる「顔の見える連携」が大切である。

(1) 市教委との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教委に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(2) 警察との連携について

学校は、警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。「学警連」や「保内ブロック子ども育成会」等で、八幡浜警察署や保内交番の方との情報交換を密にしていかななくてはならない。学校でのいじめが、暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察署や青少年センター等に相談し、連携して対応することが必要である。子供の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

(3) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた子供のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所や民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

(4) 出席停止・転学退学措置について

子供に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の子供の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の子供たちの教育を受ける権利を保障するという観点

から設けられているものである。

いじめられた子供の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた子供をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた子供に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校に転校したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し、子供の将来を見据えた指導を行う。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味

(1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 子供が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)

※ 子供や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教委に報告する。報告を受けた市教委は、重大事態の発生を市長に報告する。

3 重大事態への対応について

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教委に速やかに報告する。
- (2) 市教委と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた子供・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 調査及び組織

